

2章 選択事項の拡大に伴う手続き等について

1. 選択事項に係る改正内容と適用時期

平成27年4月1日以降に設計住宅性能評価申請がなされた住宅から、下表とおり選択事項の拡大が適用される。

■ 性能表示事項の適用(新築住宅)

性能表示事項		新築住宅			
		H27.3.31 まで		H27.4.1 以降	
		一戸建て	共同住宅等	一戸建て	共同住宅等
1 構造の安定に関すること	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	●	●	●	●
	1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	●	●	○	○
	1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	●	●	●	●
	1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	●	●	○	○
	1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	●	●	○	○
	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	●	●	●	●
	1-7 基礎の構造方法及び形式等	●	●	●	●
2 火災時の安全に関すること	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	●	●	○	○
	2-2 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）	—	●	—	○
	2-3 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）	—	●	—	○
	2-4 脱出対策（火災時）	●	●	○	○
	2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部)）	●	●	○	○
	2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部以外)）	●	●	○	○
	2-7 耐火等級（界壁及び界床）	—	●	—	○
3 劣化の軽減に関すること	3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	●	●	●	●
4 維持管理・更新への配慮に関すること	4-1 維持管理対策等級（専用配管）	●	●	●	●
	4-2 維持管理対策等級（共用配管）	—	●	—	●
	4-3 更新対策（共用排水管）	—	●	—	●
	4-4 更新対策（住戸専用部）	—	●1	—	○1
5 温熱環境に関すること（5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること）※1	5-1 省エネルギー対策等級（5-1 断熱等性能等級）※2	●	●	●2	●2
	5-2 一次エネルギー消費量等級※3	—	—	●2	●2
6 空気環境に関すること	6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏）	●	●	○	○
	6-2 換気対策	●	●	○	○
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	○	○	○	○
7 光・視環境に関すること	7-1 単純開口率	●	●	○	○
	7-2 方位別開口比	●	●	○	○
8 音環境に関すること	8-1 重量床衝撃音対策	—	○	—	○
	8-2 軽量床衝撃音対策	—	○	—	○
	8-3 透過損失等級（界壁）	—	○	—	○
	8-4 透過損失等級（外壁開口部）	○	○	○	○
9 高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	●	●	○	○
	9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）	—	●	—	○
10 防犯に関すること	10-1 開口部の侵入防止対策	●	●	○	○
11 現況検査により認められる劣化等の状況に関すること	11-1 現況検査により認められる劣化等の状況	—	—	—	—
	11-2 特定現況検査により認められる劣化等の状況（府築等・儀舎）	—	—	—	—

●：必須選択事項、○：選択評価事項

●1・○1：共同住宅及び長屋のみ適用

●2：5-1又は5-2のいずれかは必須評価事項

※1：平成27年3月31日までは「5 温熱環境に関すること」又は「5 温熱環境・エネルギー消費に関すること」のいずれでも適用可能。平成27年4月1日以降は、「5 温熱環境に関すること」は廃止され、「5 温熱環境・エネルギー消費に関すること」となる。

※2：平成27年3月31日までは「5-1 省エネルギー対策等級」又は「5-1 断熱等性能等級」のいずれでも適用可能。平成27年4月1日以降は、「5-1 省エネルギー対策等級」は廃止され、「5-1 断熱等性能等級」となる。

※3：平成27年4月1日以降に適用される。